

愛知県高等学校等奨学金貸与条例施行規則

(平成十四年愛知県規則第二十二号)

(貸与の申請手続)

第一条 愛知県高等学校等奨学金貸与条例（平成十四年愛知県条例第十号。以下「条例」という。）第二条の規定による奨学金（以下「奨学金」という。）の貸与を受けようとする者（以下「貸与希望者」という。）は、高等学校等奨学金貸与申請書（様式第一）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 貸与希望者の父母(次条第一項各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める者。以下「父母等」という。)の所得を証する書類又は同条第四項各号のいずれかに該当することを証する書類
 - 二 在学している高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は専修学校の長の推薦書(様式第二)
 - 三 保証人となるべき者の保証書(様式第三)
 - 四 その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の申請書の提出期限については、毎年知事が定める。

(貸与要件)

第二条 条例第二条第三号の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号の規則で定める者は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 貸与希望者の父母が婚姻中でない場合（貸与希望者が父母のいずれとも生計を同じくする場合及び次号から第六号までに掲げる場合を除く。） 貸与希望者と生計を同じくする父又は母（その生計を同じくする父母がない場合にあつては、その生計を主として維持する者）
- 二 貸与希望者の父母の一方がなく、又はその行方が知れない場合（第四号から第六号までに掲げる場合を除く。） 他の方の父又は母
- 三 貸与希望者の父母がなく、又はこれらの行方が知れない場合（次号から第六号までに掲げる場合を除く。） 貸与希望者の生計を主として維持する者
- 四 貸与希望者が独立の生計を営む場合（次号及び第六号に掲げる場合を除く。）
貸与希望者
- 五 貸与希望者が独立の生計を営み、かつ、これに配偶者がある場合（次号に掲げる場合を除く。） 貸与希望者及びその配偶者
- 六 知事が特別の事情があると認める場合 知事が指定する者

2 条例第二条第三号に規定する所得の額は、父母等の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額の合計額から、同法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族のうち同法第三百十八条に規定する賦課期日（以下「賦課期日」という。）における年齢が十六歳未満の者の数に三十三万円を乗じて得た額及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族のうち賦課期日における年齢が十九歳未満の者の数に十二万円を乗じて得た額を控除した額とする。

3 条例第二条第三号の規則で定める基準額は、二百三十万円とする。

4 条例第二条第三号の規則で定める世帯は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護を受けている世帯
- 二 貸与希望者の属する世帯の生計を主として維持する者が、地方税法第三百二十三条の規定に基づく市町村の条例の定めるところにより市町村民税が減免されている者である世帯

三 前二号に掲げる世帯に準ずる世帯であると知事が認める世帯

5 条例第二条第四号の規則で定める資金の貸与は、奨学金の貸与又は愛知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例（昭和四十九年愛知県条例第六十号）の規定による修学資金の貸与とその目的を同じくする資金の貸与で、他の都道府県が行うもの又は公共的団体が他の都道府県から貸付け若しくは補助を受けて行うものとする。

（保証人）

第三条 条例第六条第一項の規定により、貸与希望者の立てなければならない保証人は、一人とする。

2 前項の保証人は、独立の生計を営む者でなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（選考）

第四条 奨学金を貸与する者の選考は、第一条の規定により提出された書類の審査により行うものとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、面接による選考を併せて行うことができる。

（貸与方法）

第五条 奨学金は、次の表の上欄に掲げる月の分を、同表の下欄に掲げる月に貸与するものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4月から8月まで	8月
9月から12月まで	12月
1月から3月まで	2月

（借用証書）

第六条 条例第二条の規定による契約の相手方（以下「奨学生」という。）は、奨学金の貸与を受けたときは、その都度、借用証書（様式第四）を知事に提出しなければならない。

（返還方法）

第七条 奨学金の返還は、一括返還又は月賦、半年賦若しくは年賦による均等返還によるものとする。ただし、繰上げ返還をすることを妨げない。

（返還申告書）

第八条 条例第八条の規定により奨学金を返還することとなった者は、卒業若しくは修了又は契約の解除の日から起算して二十日以内（この期間内に条例第九条又は第十条の規定による返還債務の履行猶予又は免除の申請をした者にあつては、その申請に対する決定の通知を受けた日（履行を猶予された場合にあつては、猶予された期間の終了する日）から起算して二十日以内）に返還申告書（様式第五）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により返還申告書を提出した後、条例第九条又は第十条の規定による返還債務の履行猶予又は免除を受けたことにより既に提出した返還申告書の内容を変更する必要がある者は、同項の例により変更後の内容による返還申告書を提出しなければならない。

（返還猶予の申請手続）

第九条 条例第九条の規定により奨学金の返還債務の履行猶予を受けようとする者は、高等学校等奨学金返還猶予申請書（様式第六）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 条例第九条第一号の理由による場合にあつては、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程その他の教育施設の在学証明書

二 条例第九条第二号の理由による場合にあつては、その理由及び猶予を受けようとする期間を証する書類

(返還債務の免除の申請手続)

第十条 条例第十条の規定により奨学金の返還債務の免除を受けようとする者は、高等学校等奨学金返還債務免除申請書(様式第七)に、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたことにより奨学金を返還することが困難であることを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(届出)

第十一条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を書面により知事に届け出なければならない。

一 奨学生が氏名又は住所を変更したとき。

二 奨学生の親権を行う者又は未成年後見人(奨学生が成年者である場合で、その者の年齢が、奨学金の貸与の申請の日の属する年度の四月一日において二十歳未満であるときにあっては、その者が成年に達した日の前日においてその者の親権を行っていた者又は未成年後見人であった者)が氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

三 奨学生が退学し、若しくは転学し、又は転籍したとき。

四 奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたとき。

五 奨学生が復学したとき。

六 奨学生(学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程又は通信制の課程に在学する者を除く。)が進級し、又は卒業し、若しくは修了することができなかつたため同一学年を重ねて履修するとき。

七 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)の規定による修学資金の貸付け、独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)の規定による学資の貸与、愛知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例の規定による修学資金の貸与、第二条第五項に定める資金の貸与又は特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和三十九年法律第百四十四号)の規定による就学のため必要な経費の支弁を受けることとなったとき。

八 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、又は保証人が死亡し、若しくは保証人について破産手続開始の決定があったとき、その他保証人として適当でない理由が生じたとき。

2 奨学金の貸与を受けた者(返還すべき債務のなくなった者を除く。以下この条において同じ。)は、前項第一号又は第八号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を書面により知事に届け出なければならない。

3 奨学生又は奨学金の貸与を受けた者の戸籍法(昭和三十二年法律第二百二十四号)による死亡若しくは失そうの届出義務者又は保証人は、奨学生又は奨学金の貸与を受けた者が死亡したときは、直ちにその旨を書面により知事に届け出なければならない。

(雑則)

第十二条 この規則に定めるもののほか、奨学金の貸与に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成十六年三月二十六日規則第二十五号)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成十六年十一月十九日規則第六十九号)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

2 改正後の愛知県高等学校等奨学金貸与条例施行規則の規定は、平成十七年四月一日以後に同規則第二条第三項第一号に規定する高等学校等に入学する者に係る奨学金に

ついて適用し、同日前に改正前の愛知県国公立高等学校等奨学金貸与条例施行規則第二条第三項第一号に規定する高等学校等に入学した者に係る奨学金については、なお従前の例による。

附 則（平成十七年三月二十二日規則第二十七号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十八日規則第十五号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十三日規則第十一号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年十二月十七日規則第五十九号）

この規則は、平成二十三年二月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十七日規則第二十号）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 改正後の愛知県高等学校等奨学金貸与条例施行規則第一条の規定は、この規則の施行の日以後に愛知県高等学校等奨学金貸与条例（平成十四年愛知県条例第十号）第一条に規定する高等学校等に入学（中等教育学校の第四学年への進級を含み、編入学を除く。以下同じ。）をする者（以下「平成二十四年度以後入学者」という。）及び同日以後に同条に規定する高等学校等に編入学をした者のうち平成二十四年度以後入学者と同一の学年又は年次に属するものに係る奨学金の貸与について適用し、同日前に同条に規定する高等学校等に入学をした者（以下「平成二十三年度以前入学者」という。）及び同条に規定する高等学校等に編入学をした者のうち平成二十三年度以前入学者と同一の学年又は年次に属するものに係る奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年九月三十日規則第四十二号）

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二十八日規則第四十九号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和四年三月二十九日規則第二十九号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項及び第四項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。